

京都市訓令甲第34号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市広報広聴事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 樺 本 賴 兼

別表区役所の項及び区役所支所の項を次のように改める。

区役所及び区役所支所	区民部長	広報又は広聴を担当する区民部総務課長又はまちづくり推進課長	区民部総務課又はまちづくり推進課の広報又は広聴を担当する担当課長補佐、係長又は担当係長
------------	------	-------------------------------	---

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室広報課)